

### 【学校感染症と出席停止について】

「学校保健安全法」に基づき、下記の学校感染症に罹患すると学校内での感染拡大を防ぐため、定められた期間は出席停止となります。医療機関で診断を受けましたら、速やかに学校まで連絡してください。また、手続きに必要ですので、罹患または治癒したことがわかる医療機関の証明（検査結果でも可）を学校にご提出してください。なお、インフルエンザに限っては薬の処方箋の提出でも結構です。

### 学校感染症と出席停止の基準

学校感染症と出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準または登校のめやす	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、ペスト、マールブルグ熱、ポリオ、南米出血熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MARS)、鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症後5日かつ、解熱後2日経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法終了まで	
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹発現後5日を経過し、全身状態良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状消失後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157, O26, O111などベロ毒素生産性大腸菌)		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他		溶連菌感染症
	の感	ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止

染 症	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止
	<u>ノロウイルスによる感染性胃腸 炎</u>	下痢・嘔吐症状が軽快するまで

※その他の感染症については、学校医の意見を聞き、校長が認めるものとなっています。  
ここに明記されていない感染症に関しては、学校までお問い合わせください。